

事務連絡
令和3年3月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」にかかる当面の取扱いについて

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」（平成29年9月12日付医政発0912第1号。以下「ガイドライン」という。）において、医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要となる要件等をお示ししたところである。ガイドライン上の要件を満たすためには、ICTを利用して報告する看護師（以下「看護師」という。）が「法医学に関する実地研修」（以下「実地研修」という。）において、2体以上の死体検案又は解剖に立会うことが必要とされており、実地研修については、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催する、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」（以下「研修会」という。）の中で実施しているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実地研修において2体以上の死体検案又は解剖に立ち会う機会の確保が困難な状況にあることに鑑み、当該要件の取扱いについて下記のとおりとするので、御了知の上、貴管下保健所、保健所設置市（特別区を含む）、関係機関及び関係団体等に対して周知方お願いする。

なお、本事務連絡の写しを別記関係団体宛送付することとしているため、併せて御了知願いたい。

記

当面の間、研修会において、実地研修を代替する講義を実施することとするので、看護師が実地研修において、死体検案又は解剖に1体しか立ち会えなかつた場合であつても、当該講義を受講した場合は、ガイドライン上、医師がICTを利用した死亡診断等を行う際に必要とされる（d）要件にいう「法医学等に関する一定の教育」のうち、「②法医学に関する実地研修」を履修したものとみなす。

以上